

就労選択支援事業を経営する方が所有する自動車に係る 自動車税種別割の課税免除について

令和7年9月 島根県税務課・障がい福祉課

島根県では、社会福祉政策を進める観点から、一定の要件を満たした場合、申請によって社会福祉事業等を経営する方が所有する自動車に係る自動車税種別割を課税免除しています。

この度、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部改正により、令和7年10月1日から第2種社会福祉事業を経営する方が所有する自動車に係る自動車税種別割の課税免除制度を改正します。

令和7年10月1日以降に、自動車の新規登録、移転（変更）登録により下記の「1. 課税免除の要件」に該当することになった方は、「2. 申請の手続き」により申請していただきますようお願いいたします。

なお、令和7年9月30日以前から所有している自動車の申請については、「3. 令和8年度の申請について」をご覧ください。

1. 課税免除の要件

(1) 自動車の所有者（注1）が、下表の経営主体と同じであること。

（注1）割賦販売等により自動車の売主が所有権を留保している場合は、使用者を所有者とみなします。（リース契約による自動車税は課税免除の対象にはなりません。）

(2) 自動車の用途等が下表にあてはまること。（改正により就労選択支援が追加されました。）

	事業の内容	経営主体	自動車の用途
改正後	第2種社会福祉事業 （下段に該当する車を除く。）	社会福祉法人 公益社団法人 公益財団法人 非営利型法人（注2）	利用者の送迎（注4） （注4）利用者宅と当該第2種社会福祉事業実施施設間の送迎や、当該第2種社会福祉事業実施施設から他の施設等への送迎に利用することをいう。
	第2種社会福祉事業のうち次に掲げる事業 生活介護、自立訓練、 <u>就労選択支援</u> 、 <u>就労移行支援</u> 、 <u>就労継続支援</u> 、地域活動支援センター	社会福祉法人 公益社団法人 公益財団法人 非営利型法人（注2） 特定非営利活動法人（注3）	利用者の移動（送迎も含む。） 原材料若しくは生産品の輸送

（注2）法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人

（注3）特定非営利活動促進法第2条第2項に規定する特定非営利活動法人

2. 申請の手続き

(1) 申請期限…自動車の登録申請日から15日以内

(2) 申請書類…自動車税課税免除申請書（第159号様式）

【添付書類】自動車検査証の写し、定款の写し（事業内容が確認できるもの）、運行日誌の写し

(3) 申請先…

① 移転（変更）登録により自動車を新たに取得され、「1. 課税免除の要件」に該当する場合

◆島根県東部県民センター自動車・諸税課

（松江市東津田町1741-1 松江合同庁舎2階 TEL: 0852-32-5626）

◆島根県東部県民センター出雲事務所 不動産・自動車課税課

（出雲市大津町1139 出雲合同庁舎2階 TEL: 0853-30-5535）

◆島根県西部県民センター不動産・自動車課税課

（浜田市片庭町254 浜田合同庁舎1階 TEL: 0855-29-5521）

② 新規登録により自動車を新たに取得され、「1. 課税免除の要件」に該当する場合

◆島根県東部県民センター自動車税管理課

（松江市馬潟町43-4 TEL: 0852-37-0341）

3. 令和8年度の申請について

令和7年9月30日以前から所有している自動車で、「1. 課税免除の要件」に該当する場合は、令和8年度から課税免除申請が可能です。

申請される場合は、納期限（令和8年6月1日（月））までに、「2. 申請の手続き」（2）の申請書類と添付書類を、「2. 申請の手続き」（3）①記載の申請先へお願いします。